

記者資料提供（平成 29 年 8 月 31 日）

保健福祉局健康部健康政策課 水野・杉本（受動喫煙対策に関すること）

TEL:078-322-6510 内線 3310

環境局環境保全部地域環境課 横山・平本

（ぼい捨て防止重点区域及び路上喫煙禁止地区に関すること）

TEL:078-322-6943 内線 3611

建設局道路部管理課 森・白井（道路占用に関すること）

TEL:078-322-5379 内線 4110

中央区総務部まちづくり推進課 近藤・西山（地域団体に関すること）

TEL:078-232-4411 内線 913-212

---

## 阪急神戸三宮駅周辺における地域との協働による環境美化の取り組み並びに ぼい捨て防止重点区域及び路上喫煙禁止地区の指定

---

阪急神戸三宮駅周辺地域では、従来から、歩道上の駐輪、立て看板、不法投棄、違法駐車、悪質な客引きなど繁華街特有の課題に対して、商店街組合などで構成される地域団体が主体的となって、環境美化に熱心に取り組まれています。

今後、三宮地区の再整備等により今後一層の賑わい創出が見込まれることから、地域のこれまでの取り組みに加えて、路上喫煙禁止地区の指定、啓発員配置による受動喫煙防止等のマナー啓発の充実強化等、地域と一体となった総合的な環境美化に取り組み、三宮の玄関口にふさわしい魅力的な都市環境づくりを推進してまいります。

### ◆ぼい捨て防止重点区域及び路上喫煙禁止地区の指定◆

「神戸市ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」では、市内全域における、ぼい捨ての禁止と路上喫煙をしない努力義務を規定し、加えて、特に美化を推進する必要がある区域を「ぼい捨て防止重点区域」（以下、「重点区域」という。）に指定しています。

さらに、重点区域内において、路上喫煙による市民の身体及び財産への被害が特に発生するおそれがあると認める地区を「路上喫煙禁止地区」（以下、「禁止地区」という。）に指定し、禁止地区内での違反者に対して 1,000 円の過料徴収を行い、路上喫煙の防止を推進することとしています。

阪急神戸三宮駅周辺においては、環境美化の取り組みの一環として設置された灰皿周辺での喫煙者が集中し、受動喫煙による健康問題とともに、歩行者との接触により、火傷などの被害が生じるおそれがある状況となっています。

そのため、三宮地区の再整備等により今後一層の賑わい創出が見込まれる「阪急神戸三宮駅周辺」を喫煙による火傷などの被害を防止するため、重点区域及び禁止地区に指定します。

### ・指定区域・地区

- (1) ぼい捨て防止重点区域 別図 1 のとおり
- (2) 路上喫煙禁止地区 別図 2 のとおり

・スケジュール

(平成 29 年)

- 9月1日～ 禁止地区指定の広報、マナー啓発キャンペーンの実施
- 11月3日 ステンスワンプロジェクト啓発クリーンウォークの実施
- 12月1日 ぽい捨て防止重点区域指定  
路上喫煙禁止地区指定（路上喫煙指導員による巡回指導の開始）サンキタ通  
りの灰皿撤去  
啓発員の配置（巡回啓発清掃活動の開始）

(平成 30 年)

- 2月1日 過料徴収開始